

身体拘束等適正化のための指針

CENTERPOLE ADAPTIVEKIDS

2025.4.1

<事業所理念>

①身体拘束の原則禁止 当事業所における身体拘束とは、「利用者の行動を制限し、その自由を物理的または環境的に 拘束する行為」と定義しています。 身体拘束は、サービス利用者の活動の自由を制限するものであり、サービス利用者の発育に重 大な影響を与え、尊厳ある生活を阻む行為となる可能性があります。当事業所では、サービス 利用者の安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体拘束の廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない療育の実施に努めます。

②重要事項に定めるサービスの提供にあたっては、サービス利用者又は他のサービス利用者の生 命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限、その他サービス利用者の 行動を制限する行為を行いません。

③身体拘束は、児童福祉法、児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）、障害者総合支 援法及び障害者虐待防止法等の法令を根拠として行います。

■上記法令に従い、例外的に以下の３つの要件のすべてが満たされた状況であると当事業所 内で判断した場合には、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- １．切迫性：サービス利用者本人または他のサービス利用者の生命または身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- ２．非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- ３．一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであり必要最小限の時間にとどめること

■身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ① 周囲の人に殴る・噛みつく・蹴る・つばをかける・髪を引っ張る等の他害が認められる児童を、職員が体を動けないように押さえつける。
- ② 頭を柱に強くぶつける、自らの体を傷つけるなどの自傷をする児童を職員が体で動けないように押さえつける。
- ③ 本人を落ち着かせるために、クールダウン・タイムアウト室（自ら出られない場所や施設有の部屋）へ移動させる。
- ④ 公道等に急に飛び出したとき、あるいは飛び出さないように児童の手を紐などにより拘束・固定する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために職員の体で動けないように押さえつける。

⑥ 場所の移動など、無理やり手を引っ張るような本人が嫌がる対応をする。 ⑦ 食べ物・飲物を取り過ぎないように職員が制止する。

＜身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針＞

処遇に携わる全ての職員に対して身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

①定期的な教育・研修の実施

②新任者に対する身体的拘束廃止のための研修の実施

③その他必要な教育・研修の実施

＜身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針＞

緊急的にやむを得ず身体拘束を行う場合、以下の手順に従って拘束の判断を実施します。なお、身体拘束を行う前に、可能な限り医師や心理士などの専門家の意見を求める手順を定め、専門家の意見を基に、身体拘束の必要性を評価し、代替手段の有無を再検討します。

①管理者に報告し、3要件（切迫性・非代替性・一時性）の全てに該当するとサービス利用者の態様を踏まえて現場職員と管理者が判断した場合、拘束によるサービス利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討した上で、可能な限り本人・ご家族への説明・確認を得た上で拘束を実施します。

身体拘束を行った場合、早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を随時行います。さらに、当該サービス利用者の保護者と連絡を取り、身体拘束実施以外の手立てを講じることができるかどうか協議します。

②サービス利用者や保護者に対しての説明 身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、サービス利用者または保護者に同意を得ます。さらに、行動制限の同意書に対する説明を実施し、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前にサービス利用者または保護者と締結した内容と方向性、サービス利用者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施します。

③身体拘束に関する記録専用の様式を用いて、その態様及び時間、心身の状況・やむを得なかった理由などを記録し共有するとともに、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。また、実施した身体的拘束の事例や分析結果について、対応する職員に周知します。尚、身体的拘束検討・実施等に係る記録は五年間保存します。

④拘束の解除 ③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速

やかに身体拘束を解除します。なお、一旦その時の状況から試行的に身体拘束を中止し、必要性を確認する場合、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、本人や家族の了承のもと同意書の再手続なく同様の対応をさせていただきます。

＜急迫時の身体拘束に関する指針＞ 身体拘束はサービス利用者の人権を侵害する行為であるため、原則として行わないことを基本とします。しかし、サービス利用者の生命または身体に差し迫った危険があり、他の手段ではその危険を回避できない急迫性が極めて高い場合には、「身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針」に定める手順を行わずに身体拘束の判断を行う場合があります。その場合は直ちに保護者に連絡し、身体拘束適正化委員会で身体拘束が適正に行われたかを検討します。また、身体拘束の解除後、サービス利用者の健康状態を観察し、必要に応じて医療機関との連携を行います。さらに、サービス利用者および保護者に対して、身体拘束の理由と状況を説明し理解と協力を求めます。また、急迫時の身体拘束に関する事例を分析し、再発防止のための対策を講じます。

＜身体拘束適正化委員会の設置＞

当事業所では、身体拘束適正化委員会（虐待防止委員会内）を設置します。

設置目的：施設内での身体拘束についての現状把握及び改善についての検討：身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続：身体拘束を実施した場合の解除の検討：身体拘束を実施した場合の解除の検討：身体拘束に関する職員全体への指導

身体拘束適正化委員会（虐待防止委員会内）の構成

委員会責任者：管理者

身体拘束対応策担当責任者：児童発達支援管理責任者

身体拘束実施時の支援計画見直し利用者と家族への説明：児童発達支援管理責任者 児童指導員

他検討のための第三者：専門家無し

＜その他の身体的拘束等の適正化推進のための必要な基本方針＞

身体的拘束等をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点に十分に議論して共通認識をもつ必要があります。他のサービス利用者への影響を考えて、安易に身体的拘束を実施していないか、サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合のみ身体的拘束等を必要と判断しているか（別の対策や手段はないのか）を常に検討しております。

＜指針の閲覧＞

この指針は求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、当事業所のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族のみなさんが自由に閲覧できるようにします。本指針は令和 7 年 4 月 1 日より施行します。

身体拘束に関する同意書

(保護者名) 様 (児童名) 様

お子様の状態が下記に記した①②③をすべて満たした場合に限り、下記の方法・時間において最 小限の身体拘束を行います。ただし、速やかな身体拘束の解除を目的とした検討を鋭意行うことを お約束いたします。 個別の状況による拘束の 必要な理由 パニックにより自傷・他害行為により、危険性を伴う場合 身体拘束の方法 (場所、 行為 (部位・内容)) 場所：施設内・外出先行為：両手首を握るなどして動きを制止させる 拘束の時間帯及び時間 サービス利用中パニックになったとき、もしくはその前兆が見受けられ二次被害のおそれのある時間 (1 分以内) 特記すべき心身の状況 パニックにより職員の声かけにも応じることができない状況 拘束開始及び解除の予定 本人が落ち着き気持ちの切り替えが見受けられ安全と判断したとき上記の通り実施いたします。

年 月 日

放課後等デイサービス CENTER POLE ADAPTIVE KIDS

説明者

上記の件について説明を受け、同意致しました。

年 月 日 児童氏名

保護者氏名